

I. 各筆明細

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称 公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所 〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2	電話番号 027-251-1220	同意欄 ※自署又は押印	
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称 金山 一郎 (貸し手)	住所 〒△△△-△△△△ 太田市△△町567番地	電話番号 (携帯) 090-XXXX-XXXX	同意欄 ※自署又は押印	自署または押印

権利対象の土地(C)			(A)に設定する権利の内容(D)	(A)から転貸される権利の内容(E)	(D)及び(E)の共通事項(F)			借賃の支払の相手方(G)	借賃の支払方法(H)	備考				
所在			中間管理権を設定する者	転貸を受ける者	始期	存続期間(終期)	権利の種類	利用内容	借賃					
大字	字	地番									現況地目	面積(m ²)		
〇〇町		〇〇番地	田畑	2,000	金山 一郎 (貸し手)	太田 一郎 (借り手)	RO. 5.20 R .10.20	RO. 5.19 R .10.19	賃借権 使用賃借権	水田・普通畑・飼料畑 樹園地・農業用施設用地	6000円 物納(米) 物納(現金)	賃料なし kg 円	口座振込 12月 賃料なし・物納	

該当するものに○

登記簿面積

【始期・終期】
期間は5年以上

5月か10月どちらかに○
(提出時期による)

【権利の種類】
該当するものに○

- ・賃借料(口座振替・物納)がある場合
賃借権
- ・賃借料がない場合
使用賃借権

※物納(米や現金)の場合は
「物納申出書」を提出願います

【利用内容】
該当するものに○

【借賃】
該当するものに○

- ・振込の場合は金額を記入
- ・賃料なしの場合は 賃料なし
- ・物納(米)の場合は ○〇kg
- ・物納(現金)の場合は ○〇円

共有地の場合は
特定の者を記載

【借賃の支払方法】
該当するものに○

- ・振込の場合は
口座振込 12月
- ・賃料なしの場合は賃料なし
- ・物納(米・現金)の場合は物納

中間管理権を設定する土地における(B)以外の権原者				
住所	氏名又は名称	権限の種類	同意欄	備考
太田市〇〇町89番地	金山 三郎		押印	

・共有名義の場合は、持分の過半数の同意を得ることができれば設定可能です。

・所有者死亡等で相続未登記の場合は、持分の過半数の同意を得ることができれば設定可能です。

・相続未登記の場合、相続関係図等を提出してください。

(2) (F)欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借権」のいずれかを記載する。
物納の場合は、(F)欄の「権利の種類」に「賃借権」と記載する。

(4) (F)欄の「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例:水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地)を記載する。

(5) (F)欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
物納の場合は、(F)欄の「借賃」に「米〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。

(6) (G)欄の「借賃の支払の相手方」は、借賃の支払い相手方を記載する。共有名義の場合は、借賃を支払う代表者名を記載する。

(7) (H)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限(12月)と支払方法(口座)を記載する。
物納の場合は、(H)欄の「借賃の支払方法」に「物納」と記載する。

(機構関連基盤整備事業についての説明)
機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

(物納についての説明)
(1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。
(2) 物納の引き渡しについては、権利の設定を受ける者(公益財団法人群馬県農業公社)を介せず転貸を受ける者(農地耕作者)自らの責任により直接中間管理権を設定する者(土地所有者)に対して行う。
(3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者(土地所有者)と転貸を受ける者(農地耕作者)が責任をもって協議し解決する。